

Client Alert

September 2016

国際仲裁アップデート No. 6

アンゴラによるニューヨーク条約の批准

はじめに

2016年8月12日、アンゴラは、ニューヨーク条約への加盟を決議し、157番目の加盟国となりました。国連事務総長へ付託後、90日以内に発効し、他の締約国における仲裁判断がニューヨーク条約の規定にもとづきアンゴラ国内で執行可能となり、アンゴラ国内における仲裁判断も他の締結国において執行可能となります。

ニューヨーク条約の利点

アンゴラの加盟は、クロスボーダーの経済活動を促進し、海外からの投資の呼び込みを図る国家にとって、ニューヨーク条約のもたらす利益を再確認させるものです。同条約が国際通商に対して多大な利益をもたらしてきたことには疑いの余地がありません。偉大な英国の裁判官であり仲裁専門家でもある Mustill 卿はかつて次のように述べました。

(ニューヨーク条約は) おそらく商事法史上最も影響力のあった国際立法の例と言い得るであろう¹。

これを誇張とは言い難いものがあります。ニューヨーク条約により、国際取引の当事者は取引から生じるいかなる紛争も当事者の選任した中立的な意思決定者に付託することができる上、それと同時に強制執行の地の裁判所が過度の遅延や干渉なしに仲裁判断を執行することを期待することができることとなるのです。

仮にニューヨーク条約という枠組みがなかったとすると、外国企業は自社の契約上の権利が問題なく保護されるとの確信を抱くことができず、多くの国で投資や貿易活動を控えることになったと思われます。特に、先進国の企業にとっては、法的インフラが経済成長のスピードに追いついていない新興国での投資や貿易活動には躊躇したおそれがあります。新興国の経済成長にはニューヨーク条約への加盟が切り離すことのできない重要な要因であったことは明らかです。

推定的執行可能性

ニューヨーク条約の最も大きな利点は、ある国で下された国際的仲裁判断を確実に別の国で執行することができるという点です。仲裁手続の内容自体にも利点はありますが、まずは、手続が柔軟であり、仲裁判断を行う仲裁人を選任することができること、仲裁判断の強制執行が容易であることが、仲裁手

¹ Arbitration: History and Background, Journal of International Arbitration, (© Kluwer Law International; Kluwer Law International 1989, Volume 6 Issue 2) pp. 43 - 56

続を支えています。また、仲裁がクロスボーダーの事案における紛争解決手段として優位性を保っているのは、締約国のいずれにおいても、仲裁判断が執行可能であるという点によるところが大きいといえます。

ニューヨーク条約の持つ意義は、裁判所による判決と比較すると明らかになります。判決を言い渡した裁判所の所在国との間に条約が存在しない場合、多くの国では、その外国裁判所による判決を執行することはできません。また、外国判決の執行が一般的原則として認められている国ですら、アンゴラも含め *exequatur* 手続（現地の裁判所が、外国判決の内容を確認し、有効と判断した場合のみ外国判決が効力を有する手続）が実施されることがあります。

従って、有利な判決を得た企業も、当該判決を外国で執行するためには、時間のかかる手続を踏まなければなりません。最悪の場合は、時間をかけて強制執行を行った後に、現地の裁判所が、外国判決を再度確認した結果、判決が無効と判断されることもあります。

国際的な取引を行う企業は、ニューヨーク条約があるからこそ、仲裁条項という簡易な手段を通じて、上記のような問題を避けることができます。裁判所の判決についてもニューヨーク条約に相当するものを制定する動きが進められており、その一つが国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約です。しかし、この条約はこれまで EU、シンガポール及びメキシコのみが批准しています。現時点では、少なくとも、殆どの国際取引にとって仲裁が唯一の選択肢であるという状況は変わっていません。

強制執行段階における異議申し立て事由の限定

ニューヨーク条約に基づく強制執行手続において、特に重要な点は仲裁判断の強制執行に対する異議申し立て事由が以下のものに限定されていることです。

- (i) 仲裁合意の無効
- (ii) 仲裁手続の敗訴当事者に対する適切な通知がなかったこと
- (iii) 仲裁判断の一部について管轄権を欠くこと
- (iv) 仲裁廷の構成に瑕疵があったこと
- (v) 仲裁判断が未だ拘束力を有していないこと（又は仲裁が行われた国で仲裁判断が取り消されたこと）
- (vi) 強制執行が行われる国の法律においては、仲裁判断の主題が仲裁の対象とならないこと
- (vii) 仲裁判断が強制執行の国の公序に反すること

従って、条文上、ニューヨーク条約は、強制執行が行われる国の裁判所が仲裁判断に事実上、又は法律上の誤りがあることを理由として強制執行を拒むことを認めていません。つまり、強制執行の段階では、実体的な理由に基づき異議を申し立てることはできません。ニューヨーク条約の趣旨に従わず、公序を広く解釈する国もありますが、多くの国においては、不利な仲裁判断を受けた当事者は、後に仲裁判断の事実上、又は法律上の争点を蒸し返すことは許されません。

強制執行が行われる国の裁判所がニューヨーク条約を忠実に適用している場合には、その国で投資や貿易活動をする会社は仲裁判断が終局的なものであると信頼することができます。債務者が現地の裁判所において「地の利」を

活かして、異議を申し立てることにより、契約上の権利が損なわれるという
ような懸念はありません。

「仲裁地」(seat)の選択

もっとも、仲裁判断が、実質的な再審査を全く受けないとまではいえません。
ニューヨーク条約は、仲裁が実施される国（「仲裁地」(seat)）の裁判所
による同国の法律に反することを理由とする仲裁判断の取消しについて定め
ています。従って、ニューヨーク条約の締約国は、自国で出された仲裁判断
に対して異議申し立てを行う権利を定める法律を自由に制定することができ、
その内容は国により大きく異なります。例えば、日本やシンガポールにおい
ては、たとえ仲裁判断の誤りが明らかであったとしても、法律の適用に誤り
があったということを理由に、仲裁判断に異議を申し立てることはできませ
ん。これに対して、英国では、法律の適用について重大な疑問があることや
争点の重要性に重大な疑問があることを理由として異議を申し立てることが
できます。

重要なのは、仲裁合意の当事者が、仲裁地（ここでは、「実質的な」仲裁地
を指します。仲裁の審問手続は、ニューヨーク条約における「仲裁が実施さ
れる国」("country in which the arbitration takes place")で物理的に実施され
る必要はないためです）を自由に選択することができるという点です。当事
者が仲裁判断について実質的な再審査がなされることのない国における終局
的な解決を望む場合は、こうした仲裁地を選択することができます。また、
不利な仲裁判断が出た場合にも、少なくとも何らかの異議申し立てができる
余地を残しておきたいのであれば、安全策として、ある程度の異議申し立て
事由を定めている国を選択することもできます。

判断者を選択する自由

最後に、ニューヨーク条約の枠組みは、仲裁人の選択又は採用手続について
特段の制限を定めていません（仲裁地の法律による制限を除きます）。

小規模な国や新興国の裁判所で訴訟を提起する場合には、複雑な法律上・事
実的の争点を含む専門的な紛争を扱えるだけの司法制度の整備が進んでい
ないという点が大きなリスクとなります。例えば、現地の裁判所が、石油、ガ
ス等のエネルギー関係の紛争や建設関連の紛争を殆ど扱ったことがない場合、
様々な問題が生じるおそれがあります。特に、①現地法が当該事件について
確立した法規範を備えていない可能性が高く、法的安定性を欠くこと、②現
地の裁判所が、審理の見通しや進行予定について具体的なイメージをもって
おらず、手続が円滑に進まないことなどの問題が生じる可能性があります。
これに対して、仲裁人が3名に定められている場合、当事者間では、少なく
とも自ら選任した者は事件に関連する業界や法律を熟知しており、事件の紛
争解決がどのように進められるか一般的な感覚を有していることが担保され
るという利点があります。

まとめますと、ニューヨーク条約では、自己の紛争について判断する者を選
択する権利、及びその決定が最終的なものとなるということを踏まえた上で
判断権者の決定を再審理する者を選択する権利を与えるものです。ニューヨ
ーク条約への加盟は、その国が他国に向けて「ビジネスに対して開かれてい
る」ということ、そして、国際商取引について、迅速かつ透明性の高い強制
執行手続の重要性を理解していることを明確に示すものとなります。

アンゴラに対する影響

強制執行のスピードと確実性については、全ての商事債権者にとって重要な
問題です。とりわけ、アンゴラのように石油その他の相場変動の大きく利益

本クライアントアラートに
関するお問い合わせ先



武藤 佳昭
パートナー
03 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



ジョエル・グリアー
パートナー
03 6271 9728
joel.greer@bakermckenzie.com



吉田 武史
アソシエイト
03 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



オリバー・マッケンティー
アソシエイト
03 6721 9511
oliver.mcentee@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
<http://www.bakermckenzie.co.jp>

率の高い資源の貿易に支えられた資源国であって、強制執行の遅れが外国企業にとって重大な悪影響を及ぼす国にとっては、とりわけ重大な意味を持ちます。

ニューヨーク条約の発効まで存続するアンゴラの現行法においても、外国で出された仲裁判断を執行することは可能です。しかし、アンゴラ民事訴訟法は外国仲裁判断を外国裁判所による判決と同じく扱うものの、アンゴラにおいて自動的に強制執行することを認めるものではありません。仲裁判断の執行を求める当事者は、最高裁判所によるいわゆる「審査及び確認」("review and confirmation") 手順をとる必要があります。従って、現行法においては、債務者がアンゴラ国内の資産に対する強制執行に対抗しようとする場合には、少なくとも直ちに債務の弁済を行うことを避け、強制執行手続を引き延ばすこともできます。そこで、アンゴラは、ニューヨーク条約に加盟し、外国投資家に対して、紛争が発生しても迅速に権利の救済を図ることができるという安心を与えようとしています。

もちろん、他の国と同様に、アンゴラにおいてニューヨーク条約がどれほど上手く運用されるかは、アンゴラの裁判所による実務によって決まることとなります。過去の事例や統計によれば、数多くの国の裁判所がニューヨーク条約の文言や趣旨に沿って、仲裁判断への介入を最小限に控える立場を採用するようになっています。しかし、強制執行が行われる国の裁判所による審理の水準や強制執行手続の効率性については、国によってかなりのばらつきがあることは否めません。アンゴラの裁判所が、仲裁判断を尊重するニューヨーク条約の趣旨に従って、同条約を解釈・適用するか、また、強制執行や承認手続を迅速に行うための手続を整備するかを見極めるには、まだしばらくの時間を要すると考えられます。